

「総選挙における政権公約に向けて」の概要
～ 真の地方分権を推進するために～

真の地方分権の推進に向けて、来るべき総選挙の政権公約に以下の具体的な内容が盛り込まれるよう強く求める。

- 1 地方分権改革の推進と三位一体改革の実現について
 - (1) 真の地方分権のための改革を強力に推進すること
 - (2) 税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革を一体的に行う三位一体改革を実現し、地方財政自立のための改革を推進すること
 - (3) 18年度に国庫補助負担金の削減、税源移譲等の改革を行うとともに、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を推進すること
 - (4) 「国と地方の協議の場」を制度化すること

- 2 18年度改革について
 - (1) 国から地方へ3兆円規模の確実な税源移譲を実施すること
 - (2) 国庫補助負担金改革については、地方六団体で取りまとめた改革案に沿って実現すること
 - (3) 地方交付税による確実な財政措置を行うこと
 - (4) 施設整備事業に対して地方債と地方交付税措置の組合せによる万全の措置を行うこと
 - (5) 地方の改革案の範囲内で誠意ある検討を行うこと
 - (6) 国庫補助負担率の引き下げ等の地方への負担転嫁をしないこと
 - (7) 新たな類似補助金、交付金の創設をしないこと

- 3 国庫補助負担金改革に併せて講じるべき措置
 - (1) 地方交付税の見直しを行うこと
 - 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能を充実強化すること
 - 地方交付税の政策誘導的な部分の縮小、地方債の元利償還金に対する交付税措置は確実に履行すること
 - 地方財政計画の地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえた適切な見直しを行うこと
 - 地方交付税不交付団体の人口の割合を高めること
 - 税源移譲による地方交付税の原資の減少に伴い、地方交付税の総額確保のための別途の対策を講じること
 - (2) 不合理な国直轄事業負担金を廃止すること
 - (3) 国による関与・規制を見直し地方の自由度を拡大すること
 - (4) 第2期改革を確実に軌道に乗せるための新たな法律を制定すること
 - (5) 国は行財政改革を断行すること